

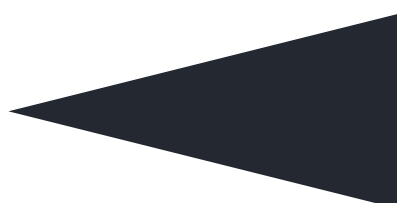
第 四 期
2026年 5 月

《汚職賄賂刑事事件取扱に適用する若干の法律問題に関する解釈(二)》 を読み解く

目次

一、背景及び概要

二、法規解説と君澤君からのご提案



一、背景及び概要

2026 年 4 月 10 日、最高人民法院および最高人民檢察院は共同で「汚職賄賂刑事事件取扱に適用する若干の法律問題に関する解釈(二)」(法釈[2026]6 号、以下「《解釈(二)》」という)を公布し、2026 年 5 月 1 日より施行した。本解釈は、2016 年の「汚職賄賂解釈」公布からちょうど 10 年を経て策定されたものであり、汚職・贈収賄犯罪の罪状確定および量刑基準に対する体系的なアップデートである。

非国家公務員による職務犯罪の量刑基準が全面的に統一され、株式・ストックオプション等の新たな利益供与形態も規制対象に組み込まれるとともに、公私財産混同に関する一貫したルールも明確化された。民営企業、外資系企業の経営幹部、部門責任者、財務担当者および実質的支配者にとって、刑事コンプライアンスの境界線が体系的に再構築されたと言える。

二、法規解説と君澤君からのご提案

🚩 Part.1 《解釈(二)》核心内容解説

《解釈(二)》における企業関連の主要条項は、以下の 5 つの側面に整理することができる。

・外資系企業および民営企業の従業員による職務犯罪について、立件基準および量刑基準が全面的に厳格化。

《解釈(二)》第 8 条は、非国家公務員による収賄罪、非国家公務員に対する贈賄罪、職務横領罪および資金流用罪の処罰・量刑基準について、それぞれ国家公務員に適用する収賄罪、贈賄罪(組織贈賄罪)、汚職罪および公金流用罪の基準を参照すると規定している。これにより、長年運用されてきた「二重性」量刑体系は終焉を迎えることとなった。具体的な変更内容は以下表のとおりである。

非国家公務員の職務犯罪における処罰・量刑金額基準の変化比較表				
罪名	処罰・量刑基準	2016 年解釈	2022 年規定(二)	2026 年解釈(二)
非国家公務員 受賄罪	金額比較的大	6 万元	3 万元	3 万元
	金額巨大	100 万元	【規定なし】	20 万元
	金額特別巨大	【規定なし】	【規定なし】	300 万元
非国家公務員への 贈賄罪	金額比較的大	個人:6 万元	個人:3 万元	個人:3 万元
		【組織:規定なし】	組織:20 万元	組織:20 万元
	金額巨大	個人:200 万元	【規定なし】	個人:100 万元
		【組織:規定なし】		組織:200 万元

罪名	処罰・量刑基準	2016 年解釈	2022 年規定(二)	2026 年解釈(二)
職務横領罪	金額比較的大	6 万元	3 万元	3 万元
	金額巨大	100 万元	【規定なし】	20 万元
	金額特別巨大	【規定なし】	【規定なし】	300 万元
資金横領罪	金額比較的大	違法活動:6 万元	違法活動:3 万元	違法活動:3 万元
		営利活動:10 万元	営利活動:5 万元	営利活動:5 万元
	金額巨大	違法活動:600 万元	【規定なし】	違法活動:300 万元
		営利活動:1000 万元		営利活動:500 万元
	金額特別巨大	【規定なし】	【規定なし】	【規定なし】

・株式やストックオプションを賄賂の形式とした場合には、事件発覚時の価値を基準とする

『解釈(二)』第 11 条は、株式・持分の将来的利益を賄賂の形式として受領した場合について次の通り明確に規定している。すなわち、事件発覚時点ですでに実際の利益を得ている場合には、その実際の利益額を収賄額として認定し、事件発覚時点でまだ実際の利益を得ていない場合には、事件発覚時点における当該資産の市場価格と支払価格との差額(プレミアム部分)をもって収賄額を認定する。このルールは、「事件発覚時」を基準時点として固定し、市場プレミアムに基づき収賄額を算定することで、「まだ権利行使していない」「まだ換金していない」といった抗弁の余地を封じると同時に、贈収賄時点での価値が低すぎるために相応の処罰ができないという問題を回避するものである。

・公私財産混同に対する実質認定

『解釈(二)』第 16 条は、個人財産と法人財産とが高度に混同しており、法人が賄賂によって得た不正利益が実質的に個人に帰属する場合には、組織贈賄罪ではなく、贈賄罪として認定・処罰すると規定している。組織贈賄罪と贈賄罪との区別には極めて重大な意義がある。組織贈賄罪の場合、直接責任を負う主管者に対する法定刑の上限は 5 年以下の有期懲役である一方、贈賄罪では最高で無期懲役が科され得る。中国では、一部民営企業においてガバナンス体制が未整備であり、実質的支配者が個人口座と会社口座を混同使用する現象が一定程度一般的に存在している。『解釈(二)』施行後は、企業が贈賄調査の対象となった場合、公私財産の混同それ自体が実質的認定を行うための十分条件となり得ることで、刑期の上限が 5 年から無期懲役へと一気に跳ね上がる可能性がある。これは、企業の実質的支配者が直面する最も深刻な刑事リスクの一つである。

・「贈賄斡旋」に関する法的リスクの増大

『解釈(二)』第 17 条は、司法解釈として初めて「贈賄斡旋」を定義した。すなわち、依頼者と国家公務員との間における意思疎通関係を通じて、条件を調整・仲介することで、贈賄行為を実現させる行為を指す。本罪は主体資格に特別な制限がなく、企業関係者であっても、権力と金銭の

取引において仲介役を担えば、本罪が成立する可能性がある。さらに重要なのは、競合処理規則である。すなわち、賄賂斡旋行為が単なる「仲介」の範囲を超え、依頼者または国家公務員と共同して贈賄または収賄を実行した場合には、より重い罪により処罰される。また、国家公務員が事情を知らず、依頼者の財物を着服し自己のものとした場合には、影響力利用収賄罪とその他犯罪との複数併合処罰となる。企業の日常業務において、「仲介手数料」「紹介料」などの名目で「中間者」に報酬を支払うスキームについては、実質的に国家公務員との不適切な結び付きに該当しないか慎重に検討する必要がある。

・違法所得に対する追徴メカニズムの確立

『解釈(二)』第 23 条では、違法所得に対する四段階の漸進的な追徴体系が確立している。すなわち、①原物が存在する場合には原物を追徴し、②原物が他の財産に転化している場合には転化後の財産を追徴し、③違法所得が合法財産と混合している場合には、対応する持分およびその収益を追徴し、④原物が滅失した場合、善意取得された場合、または分割不可能な形で混合された場合には、その他の同等価値の財産を追徴することができるとしている。また、不正に得た金員や盗品を第三者が代わって保有または保管している場合には、法に基づき第三者に対して追徴を行うことも明確にされた。特に第 4 段階の「等価追徴」ルールは極めて厳格である。違法所得がすでに消費、譲渡、あるいは合法財産と混合されていたとしても、裁判所は行為者名義の同等価値を有する合法財産を直接追徴することができる。追徴の効力は、資産の形態変更によって失われることはなく、資産移転や代理保有などの方法によって違法所得を隠匿しようとする行為は、もはや実質的な意味を持たない。

Part.2 政策への影響

・外資系企業および民営企業への影響

外資系企業および民営企業の従業員による職務犯罪立件へのハードルが大幅に引き下げられ、3 万元で刑事責任追及の対象となり、20 万元に達すれば 3 年以上の有期懲役に直面する可能性がある。購買、販売、財務などの重要ポストにある従業員がリベートを受領したり、会社資産を横領したりした場合、公務員と同等レベルの刑罰が科され得る。

・企業幹部への影響

株式、ストックオプション、持株分配配当などのスキームは、もはや利益供与の「安全地帯」とはみなされず、将来的な期待利益そのものが、独立して収賄額算定の対象となり得る。また、公私口座の混同は、法人による贈賄が実質的に個人による贈賄と認定されるリスクを招き、刑期の上限が 5 年から無期懲役へと大幅に引き上げられる可能性がある。

・企業コンプライアンス体制への影響

違法所得の追徴ルールは、転化後の資産形態、混合資産、さらには代理保有スキームにまで及ぶこととなり、内部腐敗事案発生後の追徴の強度が著しく高まっている。また、「中間者」の法的リスクも増大しており、「仲介手数料」や「紹介料」の名目で支払われる資金についても、全面的なチェックを行う必要がある。

Part.3 まとめとご提案

『解釈(二)』の施行を踏まえ、企業におかれては以下方面から対応を進められることをお勧めする。

・内部反腐败コンプライアンス体制の再評価

3 万元・20 万元・300 万元というレッドラインに従業員行動規範に組み込み、購買、販売、財務などの高リスク部門において厳格なコンプライアンス審査プロセスを整備する。また、複数人による承認制度や定期的な配置転換を実施する。

・経営幹部および重要ポスト担当者の持株スキームの点検

経営幹部や重要ポスト担当者が、サプライヤーや取引先企業の株式・ストックオプションを保有している状況について、体系的な点検を行う。特に、公正価格を著しく下回る価格で取得した株式スキームについては、第 11 条による規制リスクが存在しないか重点的に評価する必要がある。

・公私財産の厳格な分離の実施

実質的支配者および経営幹部について、個人口座と会社口座が厳格に分離されているかどうかを確認する必要がある。会社名義で支出される資金については、真正な商業目的および会社利益との関連性を備えていなければならない、また完全な書面証憑を保存しておく必要がある。

・中間者および仲介費用に対する審査強化

「仲介手数料」「紹介料」「コンサルティング費用」などの名目で中間者に支払われる資金については、サービスの真実性、価格の妥当性、ならびに実質的に国家公務員との不適切な結び付きが存在しないかを審査する必要がある。

企業の反腐败コンプライアンスや職務犯罪リスク調査等に関してご不明点がございましたら、末尾記載の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

免責声明

本記事およびその内容は、交流のみを目的としたものであり、関連する問題について君澤君律師事務所またはその弁護士による正式な法律意見または提案を意味するものではありません。本記事およびその内容に基づく判断は、読者ご自身のご理解の上にご自身の判断で行っていただくものです。法的アドバイスやその他の専門的な分析が必要な場合は、下記までお問い合わせください。また本記事に掲載されている文字、画像、音声、映像等の無断転載を禁じます。本記事の転載・引用を希望される場合は、君澤君律師事務所にご連絡の上、許可を得て、転載の際には出典と著作者情報を明記ください。

Contact Us

ご連絡先

後藤 雅彦 高級顧問・日本部長

(電 話) 021-6106-0889 (内線) 8008

(メール) masahiko@junzejun.com

(TEL) 18605117627 (後藤 中国)

070-2649-0527 (後藤 日本)

王 正洋 シニアパートナー・弁護士

021-6106-0889 (内線) 8072

wangzhengyang@junzejun.com

13816677991 (王正洋)

上海市楊高南路 729 号 陸家嘴世紀金融広場 1 号楼 4002 室

